

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十二号

広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「法人税法第二条第十二号の十八」を「法第二十三条第一項第十号」に改める。

第三十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。
第四十六条の十三第一項中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第五十条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第五十五条の二第一項中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等(」に、「(同法その他)」を「のうち、特定資産の譲渡等(同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等という。）」並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）」及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他)」に、「を除く。）」については、当該事業者」を「以外のものをいう。）」については、当該事業者」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第六条第一項中「又は証券投資信託」を「、金銭の分配(同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）」又は証券投資信託」に改め、同項第一号中「剰余金の分配」の下に「、金銭の分配」を加える。

附則第六条の四第一項第二号ハ中「(同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」、第十条の二の二」を削り、「第十条の五の五」を「第十条の五の四」に改める。

附則第十一条の二第二項及び附則第十一条の二第二項中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

附則第十一条の二の十二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

附則第十三条の四を削る。

附則第二十条第一項中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）」を「鳥獣保護管理法」に改め、「（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同条第二項中「受けた鳥獣保護管理法第九条第八項」を「受けた同条第八項」に改め、同条を附則第二十条の二とし、附則第十九条の次に次の一条を加える。

（狩猟税の課税免除）

第二十条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項及び次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第六十五条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項に

において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日まで間に行われたときは、第六十五条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 広島県税条例の一部を改正する条例（平成二十五年広島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「以下同じ。」及び」の下に「特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに」を、「譲渡等及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附則第三条中「譲渡等及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第三条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「指定された半島振興対策実施地域（」の下に「法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画区域に限る。」を加える。

第二条第一項第二号中「法第二条第一項の規定による半島振興対策実施地域の指定の日」を「法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日」に改め、同項第三号中「法第二条第一項の規定による半島振興対策実施地域の指定の日」を「計画期間の初日」に改め、同条第三項中「、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年広島県条例第三十一号）第二条第一項又は農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例（昭和四十七年広島県条例第五十六号）第二条第一項」を「又は過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年広島県条例第三十一号）第二条第一項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中広島県税条例附則第二十条の改正規定及び同条例附則第十九条の次に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに附則第六条及び第七条の規定 公布の日

二 第一条中広島県税条例第五十五条の二第一項の改正規定、第二条の規定及び附則第四条の規定 平成二十七年十月一日

三 第一条中広島県税条例第三十五条第二項、第四十六条の十三第一項及び附則第六条第一項の改正規定並びに次条第一項及び第二項の規定 平成二十八年一月一日

四 第一条中広島県税条例附則第六条の四第一項、第十一条の二第二項及び第十一条の二の二第二項の改正規定並びに次条第三項の規定 平成二十九年一月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)第三十五条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第四十六条の十三第一項の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

3 前条第四号に掲げる規定による改正後の広島県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十八年四月一日以後に開始する法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、平成二十七年十月一日以後に事業者(広島県税条例第五十五条の二第一項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和第六十三年法律第八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。)以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。)に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項

第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、平成二十八年四月一日前に課した、又は課すべきであった第一条の規定による改正前の広島県条例(以下「旧条例」という。)附則第十三条の四に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、新条例第六十九条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第七十一条の二の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

3 平成二十八年四月一日前に旧条例第六十九条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(旧条例第七十一条の三第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第六十九条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成二十七年改正法附則第十二条第四項に規定する申告書を平成二十八年五月二日までに県知事に提出しなければならない。

5 第三項に規定する者が、前項の規定による申告書を、平成二十七年改正法附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する県知事に提出されたものとみなす。

6 第四項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した平成二十七年改正法附則第十二条第四項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

7 第三項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第七十一条の五の二の規定を適用する。この場合において、新条例第七十一条の五の二中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「広島県条例等の一部を改正する条例（平成二十七年広島県条例第 号）附則第五条第四項」と、「これらの項」とあるのは「同項」とする。

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第三項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第七十一条の五第一項から第三項までの規定により県知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

9 平成二十九年四月一日前に新条例第六十九条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費税等（新条例第七十一条の三第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業

者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

10 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項	第九項
	附則第十二条第四項	附則第十二条第十項において準用する同条第四項
第五項	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
	第三項	第九項
第六項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第九項において準用する同条第二項
第七項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
	第三項の 同項	第九項の 同項及び第四項
第八項	附則第五条第四項	附則第五条第十項において準用する同条第四項
	、第三項	、第九項

11 平成三十年四月一日前に新条例第六十九条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費税等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該紙巻たばこ

三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき百五十円とする。

12 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項	第十一項
	附則第十二条第四項	附則第十二条第十二項において準用する同条第四項
第五項	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
	第三項	第十一項
第六項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項
第七項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
第八項	第三項の 同項	第十一項の 同項及び第四項
	附則第五条第四項	附則第五条第十二項において準用する同条第四項
	第三項	第十一項

13 平成三十一年四月一日前に新条例第六十九条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税

の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

14 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項	第十三項
	附則第十二条第四項	附則第十二条第十四項において準用する同条第四項
第五項	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
	第三項	第十三項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項
第六項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
第七項	第三項の	第十三項の
	同項	同項及び第四項
第八項	附則第五条第四項	附則第五条第十四項において準用する同条第四項
	、第三項	、第十三項

(狩猟税に関する経過措置)

第六条 新条例附則第二十条第一項の規定は、平成二十七年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十条第二項の規定は、平成二十七年五月二十九日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第三条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(以下この条において「新半島条例」という。)の規定は、半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第九条の二第二項第一号に掲げる計画区域内において、同項第四号に掲げる計

画期間の初日以後に新半島条例第一条に規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。